

Weekly Report

第524号
令和元年10月7日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

中小事業者の売上・仕入税額の計算特例

消費税の軽減税率制度が導入されたことに伴い、課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が要件となります。

また、消費税額の計算は、売上と仕入れを税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき行いますが、税率ごとの区分が困難な中小事業者（前々事業年度における課税売上高が5千万円以下の事業者）については一定期間、以下の特例により計算できます。

◆売上税額の計算の特例

売上を税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、課税売上に次のいずれかの割合を乗じて軽減税率の対象となる課税売上を算出できます。

◎小売等軽減仕入割合の特例（卸売・小売業）……卸売・小売業に係る課税仕入れに占める軽減税率の対象となる売上にのみ要する課税仕入れの割合。

◎軽減売上割合の特例……通常の連続する10営業日の課税売上に占める同期間の軽減税率の

対象となる課税売上の割合。

◎上記が困難な場合（主に軽減対象品目を販売する事業者）……割合を50%とみなして計算。

◆仕入税額の計算の特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次のいずれかの特例が認められます。

◎小売等軽減売上割合の特例（卸売・小売業）……卸売業・小売業に係る課税売上げに占める軽減税率の対象となる課税売上の割合により、仕入税額を計算できる。

◎簡易課税制度の届出の特例……課税期間中に届出書を提出することで簡易課税制度の適用が可能。

個人事業主の青色申告特別控除の改正

令和2年分以降後、所得税の基礎控除が38万円から48万円（所得制限あり）に上げられますが、青色申告の個人事業主が適用できる65万円の青色申告特別控除は55万円に引下げられます。

ただし、①e-taxによる電子申告、又は②訳帳、総勘定元帳の電子帳簿保存（一定要件の下、帳簿を電子データで備付け及び保存）を行った場合は、従来どおり65万円の控除が受けられます。

なお、②を行う場合は原則、課税期間の開始3ヶ月前（個人は前年9月末）までに税務署へ承認申請書の提出が必要ですが、令和2年分に限り、申請書を2年9月29日までに提出し、同年末までに電子データで保存等を行えば認められます。

軽減税率補助金の申請で提出する契約書等

複数税率対応レジの導入等をした場合の「軽減税率対策補助金」は、要件緩和により9月30日までに契約等の手続を完了していれば、設置・支払いが今月1日以降でも補助対象となりましたが、この場合は補助金申請期限の12月16日までに設置・支払いを完了している必要があります。

また、「9月30日までに契約を締結したことがわかる書類」の提出が必要となりますが、見積書や発注のみの場合や、申請者等の押印がないものなどは認められませんので、ご注意ください。